

議案第34号

備前市税条例の一部を改正する条例の制定について

備前市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月22日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市税条例の一部を改正する条例

備前市税条例(平成17年備前市条例第83号)の一部を次のように改正する。

第88条の次に次の1条を加える。

(種別割の課税免除)

第88条の2 市長は、商品であって使用しない軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税種別割を課さない。

2 前項の課税免除に係る手続その他その施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第34号参考資料
備前市税条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(種別割の課税免除) 第88条の2 市長は、商品であつて使用しない軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税種別割を課さない。</u></p> <p>2 前項の課税免除に係る手続その他その施行について必要な事項は、<u>市長が別に定める。</u></p>	